

運営指導により返還が生じた際の過誤申立について

◎運営指導により返還が生じた際、以下のとおり手続きが必要です。

- 1、返還の対象となる期間・金額について、自主点検⇒障害福祉事業者課へ確認し、確定
- 2、障害福祉認定給付課へ過誤申立書を提出(電子申請)
- 3、電子申請システムにて「申請内容の PDF をダウンロード」を行い、手続完了通知(メール)とともに印刷し障害福祉事業者課に提出(⇒改善報告書※)
- 4、翌月以降に該当の請求を正しく修正し、国保連合会へ再請求

◎注意点

・過誤申立による返還は原則一括で行っていただきます。

⇒詳しい手順については裏面及び当市 HP をご確認ください。

ただし、返還の対象期間が長く、一度で行うことが難しい場合、予め「過誤申立書兼計画書」をご提出いただき、申立を複数回に分けて行うことができます。

(返還金額(差し引かれる金額)が報酬額を超過してしまう場合 等)。

⇒この場合、

- ①分割で過誤申立を行いたい旨を、障害福祉認定給付課へご連絡いただき、障害福祉認定給付課から、「過誤申立書兼計画書」のフォーマットをメールで送付いたします。(この様式は HP に掲載していません。必ず事前にご連絡ください。)

【TEL:06-4309-3184 ✉:shogainintei@city.higashiosaka.lg.jp】

- ②「過誤申立書兼計画書」を作成し、紙媒体で障害福祉認定給付課へご提出ください。

⇒計画が適切であるか、障害福祉認定給付課にて審査を行います。

(期間が長すぎる場合、一度の返還額が少額すぎる場合は、計画の再作成を求めます。)

- ③適切であると判断した場合、障害福祉認定給付課で受付印を押印し、写しを返送いたします。(※この写しがないと、改善報告書の提出ができません)

- ④計画に基づいて、毎月国保連合会へ再請求を行ってください。

その他、ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

↓市 HP より「障害福祉サービス 過誤申立の仕組み」



東大阪市 福祉部 障害者支援室
障害福祉認定給付課
請求担当

TEL:06-4309-3184

メール: shogainintei@city.higashiosaka.lg.jp

障害福祉サービス 過誤申立の仕組み

◎過誤申立とは・・・請求に誤りがあり、誤った金額で入金された場合に、市町村に申し出をし、請求の取り下げを行うことです。

(エラーや返戻等、入金がなかった場合においては過誤申立をすることができません。※1)

◎過誤申立の手順

電子申請はこちらから⇒

過誤申立書を市町村へ提出(電子申請)

→翌月以降に正しい請求額での請求を国保連へ伝送(電子請求)



◎同月過誤(例)

R7.8	R7.9	R7.10 (㇏20 日)	R7.11 (㇏10 日)	R7.12
①8 月提供分の利用者 A の給付費 10 万円：正	②国保連へ誤って 11 万円：誤 で電子請求	10/15 誤った金額 11 万円：誤 の入金 ----- ③ ② (11 万円) に対する過誤申立書を東大阪市へ提出 (電子申請) ※2 * * * * * 9 月提供分の事業所の東大阪市利用者全員分の給付費 50 万円	④正しい金額 10 万円：正 で国保連へ電子請求 (⇒+10 万円) ----- -11 万円の処理がされる * * * * * 国保連へ電子請求 50 万円	12/15 +10 万円 -11 万 -1 万円 * * * * * 9 月提供分 50 万円 49 万円入金

※1 請求がエラーや返戻になっていて支払われない場合には、過誤申立はできません。

③の手順(過誤申立)をすることなく、正しい請求を国保連合会へ送信してください。

※2 過誤申立を受付できるのは、提供年月の翌々月以降です。

※3 この④の手順が漏れると、マイナス金額のみ国保連合会へ送信されることとなります。必ず申立をした月の翌月に再請求を送信するよう、ご注意ください。